

弁護士・社会保険労務士による
共同セミナー&相談会

放置はトラブルのもと！適切に対応して会社を守りましょう

能力不足社員に対する 対応のコツと実務

～「違法とならない・揉めない」ために～

本セミナーは、このような課題をお持ちの経営者・管理職の皆様にお勧めします **参加無料**

- ✓ 会社が求めるレベルの仕事ができず、組織の負担となっている
- ✓ 仕事に対する積極性が欠けている／業務に貢献できていない／やる気がみられない
- ✓ 能力やスキルを期待して採用したのに、期待レベルに達していない

開催日時 **2022/ 9/29 木**

セミナー会場／定員20名

岡崎市シビックセンター内 **3階**
南部市民センター第3講習室

13:30-14:30

相談会場／定員3社

弁護士法人
名古屋総合法律事務所 **岡崎事務所**
15:00-17:45

※ 各社45分



参加特典

特典1

セミナーテキスト

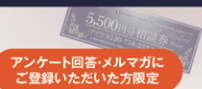
特典2

問題社員対応の書式集

特典3

30分/5,500円分(税込)
無料相談チケット

労働問題に限らず、4士業(弁護士・社会保険労務士・税理士・司法書士)の相談でご利用いただけます。またセミナーにお越しいただいた方のご家族・知人の方でもご利用可能です。



詳細およびお申し込み方法は、裏面をご覧ください

労働の問題でお悩みなら私たちに任せください

<https://bengoshi-okazaki.com>

名古屋総合法律事務所 岡崎事務所

検索

名古屋総合法律事務所ポータルサイト <https://nagoyasogo.jp>

弁護士法人名古屋総合法律事務所
岡崎事務所
愛知県弁護士会所属

能力不足社員に対する対応のコツと実務 ～「違法とならない・揉めない」ために！～

セミナーで学べる内容

- ・能力不足社員の正しい対応方法
- ・解雇のリスクと退職勧奨が違法となる場合
- ・具体的かつ実践的な退職勧奨の進め方
- ・能力不足社員に対して、企業側で対策すべきこと
- ・就業規則整備の重要性

講座のご案内

- 第1講座** 能力不足社員、どう対応すればいい？
「事実関係の確認」「記録の保存」の重要性と具体的な実践的な対応策
講師 弁護士 田村 淳 / 弁護士 大野 貴央
- 第2講座** 会社が今すぐにできることは何か考えましょう
問題社員を抱えないために、もしくは抱えてしまったときに適切に対応するために
講師 社会保険労務士 増田 友子
- 第3講座** 弁護士と社労士の活用方法
講師 弁護士 田村 淳

講師紹介

弁護士
田村 淳

退職勧奨の実践的な対応方法について、書式等を用いて具体的に解説いたします。

社会保険労務士
増田 友子

貴社が求める働き方を「就業規則」を通じて発信してみませんか。

弁護士
大野 貴央

能力不足といっても一概には断定できません。会社にとってよりよい対応策を、リスク等も踏まえながらお伝えします。

相談会の対応分野

- 問題社員に対する対応
- 解雇や退職に関するトラブル
- 残業代等労働時間の管理に関する相談 など

※ その他の労働問題についてもご相談可能です。ご相談内容によっては無料相談会の対象外とさせていただきます。

セミナーは先着20名様/相談会は先着3名様限定となります。

※ 相談会への参加は、セミナー参加された方が優先となります。

お申し込み方法

FAX、お電話、WEBサイトからの
お申し込みがご選べいただけます

ご来所の目安は
予約時間5分前
身分証明書
ご持参のお願い

コロナ対策ならびに会場の都合上、5分以上前にご来所いただいてもすぐのご案内ができかねますのでご注意ください。

ご本人確認ができる公的な身分証明書の持参をお願いしております。当日手しを頂きます事、ご了承ください。

FAXでのご予約 | 希望内容にチェックおよび必須項目をご記入いただき、FAXにて送信ください。

☐ セミナー参加希望 ☐ 相談会参加希望 ☐ 両方参加希望 (セミナー+相談会)

FAX 番号 **052-231-2602**

貴社名	ご連絡先 (電話番号)
メール アドレス	お名前

お電話でのご予約 | スタッフに「チラシを見た」とお伝えください。

WEBでのご予約

予約締切

フリーダイヤル **0120-758-352**
受付時間 (平日・土日祝) 6:00~22:00

ご予約フォーム
直通QRコード

9/28 水
ご予約お待ちしております

プライバシー
ポリシー

当事務所は、ご相談者様より取得した個人情報をご依頼者様ご本人の同意なく第三者に開示または提供することはありません。弁護士は、刑法第134条第1項、弁護士法第23条、弁護士職務基本規程第23条により、正当な理由なく職務上知り得た秘密を他に漏らしたり、又利用することはできません。詳細はこちら▶<https://nagoyasogo.jp/privacy/>

問題社員対応は早期からの事前対応が不可欠です。問題になる前にまずはご相談ください。